

第 3 章 公共下水道(汚水)の 普及状況

1. 汚水整備事業
2. 水洗化の促進

1. 汚水整備事業

本市の汚水整備事業は、昭和 33 年から計画的な取り組みを進めており、平成 8 年には下水道整備緊急措置法に基づく第 8 次下水道整備 5 ヶ年計画を策定し、これに基づき整備推進を図ってきました。

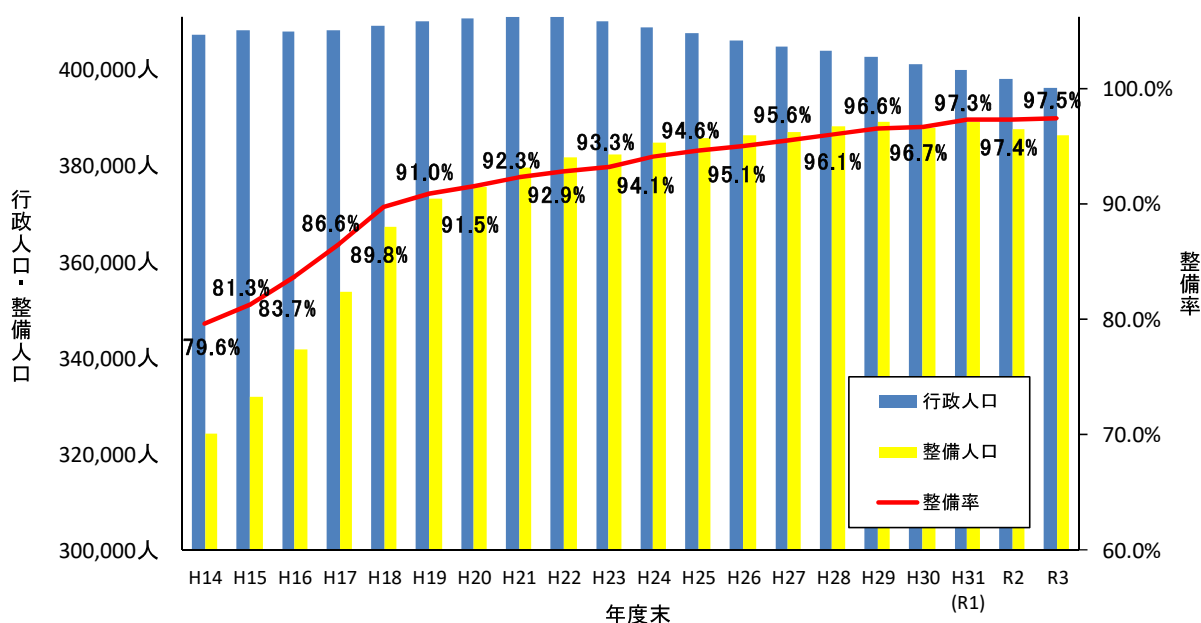
この計画は、平成 14 年度までの計画期間でしたが、本市においては下水道事業を継続的に進める必要があったため、本市独自の整備計画として平成 13 年度に「下水道特別会計経営健全化計画」の策定を行い、その計画に基づいて平成 15 年から平成 24 年までの「下水道整備 10 ヶ年計画」を策定しました。

その後、平成 25 年度「枚方市上下水道ビジョン」で示された実施計画に基づき、平成 30 年度末に住居系地域が概成し、公共下水道汚水整備人口普及率は、「淀川左岸流域関連公共下水道」と「寝屋川北部流域関連公共下水道」を合わせて令和 3 年度末（令和 4 年 3 月 31 日）時点で 97.5%となりました。

(令和 3 年度末時点)

計画面積 (A)	処 理 面 積 (B)	普及率 (B) / (A)
5,228 ha	3,464 ha	66.3 %
行政人口 (C)	整 備 済 面 積 (D)	整 備 率 (D) / (A)
398,187 人	3,472 ha	66.4 %
	処 理 人 口 (E)	処理人口普及率 (E) / (C)
	386,172 人	97.5 %
	整 備 済 人 口 (F)	整備人口普及率 (F) / (C)
	386,486 人	97.5 %
	水 洗 化 人 口 (G)	水洗化率 (G) / (E)
	376,611 人	97.5 %

公共下水道整備人口普及率の推移



2. 水洗化の促進

汚水整備事業によって新たに公共下水道の供用が開始された区域の家屋所有者は、供用開始日から3年以内に公共下水道へ接続するための改造工事、いわゆる水洗化を行っていただく必要があります。

水洗化の促進は、公衆衛生の向上や公共用水域の保全など下水道の主要な機能を発揮するとともに、水洗化による下水道使用料の賦課は、公営企業における経営健全化のための欠かすことのできない財源となっています。水洗化義務期限の3年を超過した未水洗家屋（約4,200戸）の所有者に対しては、平成30年度より5ヵ年計画で水洗化工事を実施されるよう指導・勧告を進めています。具体的には、戸別訪問による実態調査のうえ水洗化に係わる指導、2度にわたる勧告文書の送付を行いました。その結果、令和3年度は1,160戸の実態調査を行い、指導・勧告の結果、新たに203戸の家屋で水洗化工事が実施されました。

【水洗便所改造状況】

(単位：戸)

供用開始年度	改造義務戸数	改造戸数					未改造戸数
		30年度迄	元年度	2年度	3年度	計	
29年度まで	84,403	78,711	592	489	562	80,354	4,049
30年度	370	—	93	150	49	292	78
元年度	527	—	—	253	111	364	163
2年度	209	—	—	—	81	81	128
合計	85,509	78,711	685	892	803	81,091	4,418

【未改造状況（義務期限3年経過分）】

(R3年度末改造)

区域名	改造義務戸数	改造戸数	未改造戸数	改造率(%)
北部	3,391	3,376	15	99.6
中部	63,629	59,837	3,792	94.0
南部	15,198	14,968	230	98.5
香里	2,185	2,173	12	99.5
合計	84,403	80,354	4,049	95.2